

役員等報酬規程

社 会 福 祉 法 人
愛 隣 会

社会福祉法人 愛隣会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛隣会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等を定めたものである。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員については、報酬等を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬等を支給する。

(常勤役員の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 常勤役員が職務のため出張をしたときは、職員出張旅費規則に準じて旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第2に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、職員出張旅費規則に準じて旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員に対する報酬の支給時期は、毎月25日とする。ただし、支給日が休日にあたるときは、その前日を支給日とする。

- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
- 3 常勤役員及び非常勤役員等に対する旅費（交通費、日当、宿泊料）は、適時に支給する。
- 4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬の日割り計算)

第6条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、その日まで報酬を支給する。
- 3 月の中途において常勤役員に就任した場合又は常勤役員が退任若しくは解任された場合は、日割りによって報酬の額を計算する。

(端数処理)

第7条 支給額の端数処理は、1円未満を四捨五入とする。

(公表)

第8条 この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

改正 令和 2年 4月 1日

別表（社会福祉法人 愛隣会 役員等報酬規程）

別表 第1（常勤役員報酬）

役員等報酬規程第3条に基づき、次のとおり報酬を定める。なお、当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、職員給与に加えて役員報酬等を支給する。

役職名	報酬の額
理事長（専任）	月額 400,000円
常務理事（専任）	月額 200,000円
理事（兼任）	月額 10,000円

別表 第2（非常勤役員等の報酬）

役員等報酬規程第4条に基づき、次のとおり報酬を定める。

（1）評議員

	報酬の額
評議員会等への出席	日額 10,000円（税別）

（2）理事

	報酬の額
理事会への出席	日額 20,000円（税別）
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額 10,000円（税別）

（3）監事

	報酬の額
監事監査への出席	日額 100,000円（税別）
理事会等会議への出席	日額 20,000円（税別）
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額 10,000円（税別）